

改正案

現行

（船員法の規定を適用する場合の読替え）
 第二条（略）
 2 前項に定めるもののほか、法第八十九条第四項の規定により船員法の規定を適用する場合における同条第十二項の規定による船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（船員法の規定を適用する場合の読替え）
 第二条（略）
 2 前項に定めるもののほか、法第八十九条第四項の規定により船員法の規定を適用する場合における同条第十二項の規定による船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第三十一条第一項	船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項の規定又は同条第二項の規定

読替えに係る法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十七条第一項	船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項の規定若しくは同条第二項の規定